

市原市防災庁舎建設基本設計業務委託プロポーザル受託候補者の特定について

1. 受託候補者

株式会社昭和設計 東京事務所

2. 選考の概要

(1) 選考方法

公募型プロポーザル方式を採用し、参加資格を満たす者を公募により募集した。学識経験者及び市職員で構成する「市原市防災庁舎建設基本設計業務委託プロポーザル企画提案審査会（以下、「審査会」という。）」を設置し、審査会による評価を踏まえた審査を行った。

(2) 応募者

2者

(3) 参加資格審査及び客観的審査

応募者から提出された参加表明書等の書類について、市原市防災庁舎建設基本設計業務委託プロポーザル技術提案書等評価要領（以下、「評価要領」という。）に基づき、事務所、配置技術者及び業務実績等を、事務局により参加資格審査及び客観的審査を行い、2者に技術提案書の提出を要請した。

（1者については技術提案書提出要請後に辞退）

(4) 技術提案書の評価

技術提案書の評価においては、評価要領により「業務の取組体制」「担当チームの特徴」「設計上特に配慮する事項」のほか、「防災機能」「利用しやすさ」「環境配慮とライフサイクルコスト縮減」「施工計画への配慮・工夫等」「市の特性等を配慮した建築計画」「独自提案」といった6つのテーマについて、的確性や独創性、実現性等業務や与条件に対して理解度の高い提案となっているかを評価した。

審査会では、技術提案書等の内容について、プレゼンテーションとヒアリングを実施した。技術提案書の提出が1者となったことから、提案者が本市の求める優れた設計者としての資質を備えているかを総合的に判断し評価を行い、受託候補者を特定した。

3. 審査会

(1) 審査員

会長	鮎川 二郎	千葉商科大学大学院 商学研究科 名誉教授
副会長	上野 武	千葉大学 工学部建築学科 教授
審査員	芦沢 哲蔵	帝京平成大学大学院 環境情報学研究科 教授
審査員	成田 一郎	公益社団法人日本ファシリテーション協会 常務理事
審査員	池田 信一	市原市副市長
審査員	桑原 健	市原市危機管理監
審査員	立花 康寿	市原市財政部長
審査員	小出 和茂	市原市市民生活部長
審査員	秋元 正弘	市原市保健福祉部長
審査員	近藤 義徳	市原市土木部長

4. 審査結果

評価要領の選定基準（下記参照）に基づき評価を行い、選定基準①、②については基準点数を全て上回る結果となった。また選定基準③については、協議の結果、審査員全員の賛同をもって、本市の求める優れた設計者としての資質を総合的に備えていると認められた。

評価要領（抜粋）

3（5）技術提案書特定の対象となる選定基準を以下のように定める。

- ①業務実施方針、及びテーマ1からテーマ3に対する各審査員の評価点の平均が、3点以上であること。
- ②各審査員の評価点の合計が、1170点以上であること。
- ③業務実施方針、及び特定テーマの提案から、本事業の課題への十分な理解や取組意欲が読み取れるとともに、豊富な実績、適切な専門性、高い技術力に裏付けられたものであり、提案者が本市の求める優れた設計者としての資質を総合的に備えていると認められること。

評価要領による 選定基準	①				②
	業務実施方針 3.0点以上	テーマ① 3.0点以上	テーマ② 3.0点以上	テーマ③ 3.0点以上	評価点合計 1,170点以上
得点	3.68	3.33	3.38	3.40	1,318

- ・上記結果から、株式会社昭和設計 東京事務所を受託候補者として特定した。